

聖籠町個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年9月18日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第32号

聖籠町個人情報保護条例の一部を改正する条例

聖籠町個人情報保護条例（平成16年聖籠町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」を削り、同条第3号中「いう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

（5） 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

（6） 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

（7） 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）」を加える。

第9条の次に次の2条を加える。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、第7条の規定により登録された業務の目的以外の目的への利用のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、第7条の規定により登録された業務の目的以外の目的への利用のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

（保有特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

第15条中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

第16条第1項中「自己に関する保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加え、同条第2項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の利用停止請求）

第16条の2 何人も、自己に関する保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第9条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

第17条中「法定代理人」の次に「（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下次条及び第20条において同じ。）」を加える。

第20条の次に次の1条を加える。

（保有特定個人情報の提供先への通知）

第20条の2 実施機関は、訂正請求に基づく保有特定個人情報の訂正の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有特定個人情報の提供先（情報提供等記録にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、速やかに、その旨を書面により通知するものとする。

第27条第1項中「保有個人情報」の次に「（保有特定個人情報を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。